[illegible]

外務省

[illegible]

外務省

B.4.0.0.1

[illegible]

[illegible]

[illegible]

外務省

一 統治の民主化を目的とするもの

○千九百四十五年十月四日の政治、民権及び宗教の自由に対する制限の除去に関する覚書は、思想、宗教、集会及び言論の自由を制限し又は[illegible]人種、国籍、信条、政治上の意見の理由から差別を規定され、もしくは適用される法令の廃止を命じ、これ等の法令の執行のために設けられたすべての機関又は機構の廃止を命じ、これ等の法令および機関に関与した官吏に対し今後の活動を禁止している。

○千九百四十五年十一月二十八日の労働[illegible]に関する覚書は、[illegible]として政府内[illegible]においても民間事業においても労働組合に差別を設けてはならぬことを命令し、かかる既存の法令をすべて廃止すべきことを命令している。

外務省

○千九百四十六年一月四日のある種の政党、協会、結社その他の団体の廃止に関する覚書は、占領軍に対する反抗、日本と[illegible]外国人の[illegible]反対、軍人の[illegible]擁護、もしくは[illegible]によるテロ[illegible]の結成と活動とを禁止すべきことを命じ、[illegible]の団体でもこれに関係するものの解散を命じ、又公職の候補者を推薦し、もしくは援助し又は政府の政策に影響を及ぼし、又は日本と諸外国との関係を阻害する目的を以って成立している政党、結社、団体、協会又は機関の組織と活動を厳重として禁止している。

○千九百四十六年一月四日の公職追放に関する覚書は、ポツダム宣言の「われ等は無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和と安全と正義の新秩序は生じ得ないものであることを主張するものであって、日本国民を欺瞞し世界征服の挙に出ずる過誤を犯さしめた者の権力と勢力とを永久に除去させなければならない」という原則を実行するため好ましくない人物（覚書第二項及び附属書A号に規定されている）を公職から罷免し官職から排除し、官吏を任命する場合に日本人の民主主義的傾向の復活と強化とを阻害せず、基本的な人権と、言論、宗教、思想の自由を尊重するような人物を選ぶように最大の注意を払うべく、又官の資格を規定する現行勅令で上述の要求を充足しないところがあったり、任命の範囲を不当にせまくするものがあれば、これを修正又は廃止せねばならぬとした。

○千九百四十六年二月二十六日の禁止図書その他の出版物に関する覚書は、公共図書館又は教育図書館で書籍、冊子、